

電子提供措置の開始日2025年11月5日

第38回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- 株式の状況
- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況

会社の体制および方針

連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告謄本

計算書類に係る会計監査報告謄本

監査等委員会の監査報告謄本

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

株式会社ジンズホールディングス

事業報告

(13) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

【企業集団の使用人の状況】

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,671名 [1,865名]	186名増 [167名増]

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末比で186名増加していますが、主として店舗数の増加によるものであります。

【当社の使用人の状況】

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名 [10名]	7名増 [4名増]	42.4歳	7.0年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

(14) 主要な借入先の状況（2025年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,030百万円
株式会社三井住友銀行	2,283百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2025年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

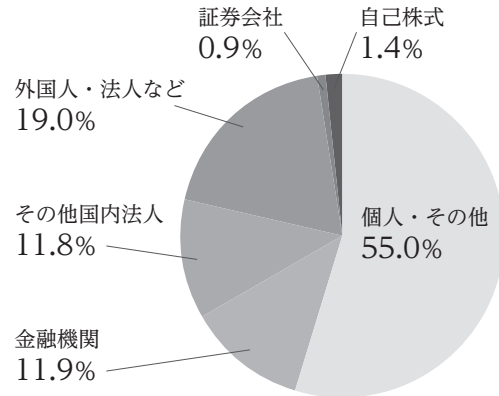
73,920,000株

(2) 発行済株式の総数

23,980,000株（自己株式340,141株を含む）

(3) 株主数

31,763名



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中 仁	8,104,500株	34.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,723,000株	7.29%
合同会社マーズ	1,200,000株	5.08%
株式会社ジュピター	600,000株	2.54%
株式会社ヴィーナス	600,000株	2.54%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	421,600株	1.78%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	381,295株	1.61%
上遠野 俊一	346,600株	1.47%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	298,238株	1.26%
MORGAN STANLEY & CO. LLC	290,200株	1.23%

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数1,723,000株は、信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分23,900株、投資信託設定分268,500株、その他信託設定分1,430,600株となっております。
2. 株式会社日本カストディ銀行の持株数421,600株は信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分69,500株、投資信託設定分221,600株、その他信託設定分130,500株となっております。
3. 当社は「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式298,238株を所有しております。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
4. 役員である田中仁氏の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
5. 持株比率は自己株式（340,141株）を控除して計算しております。

新株予約権等の状況（2025年8月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ．公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	58 百万円
ロ．公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－ 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

会社の体制および方針

・業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、市場からの信認と評価を得られるようにするため、当社、当社の子会社および関連会社(以下、総称して「ジンズグループ」という。)で働く全ての役職員が倫理および法の遵守という視点から主体的に組織の浄化・改善や問題の解決を行うべく制定されたジンズグループ倫理行動指針を基本として各号に定める必要な体制の構築および維持を行う。

- ① ジンズグループのコンプライアンスに関する課題を専門的に取り扱う部署として、コンプライアンスグループを管理本部法務総務部法務課内に設置する。
- ② 管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各部署がコンプライアンスに関する活動状況について適切に報告する体制を整備する。リスク管理委員会委員長は、委員会の内容について3②に定めるガバナンス統括委員会へ定期的に報告する。
- ③ 従業員等が直接報告および相談する体制として、コンプライアンスグループ内および外部専門機関内にコンプライアンスホットラインを設置する。コンプライアンスホットラインへの通報は、その内容を守秘し、通報者に不利益な扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、社内規程に基づき、業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務の執行の手続きならびに内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役、取締役会および監査等委員会に対し、その結果を報告する。
- ⑤ 倫理行動規範において、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為および反社会的行為との断絶ならびに反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組む。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を整備、構築および維持する。

- ① 文書管理規程を定め、これに従い、取締役の職務の執行に関わる情報を、文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録または保存し、管理する。
- ② 文書管理規程には、保存すべき文書の範囲、保存期間および保存場所その他の文書等の保存ならびに管理の体制について定める。
- ③ 取締役は、文書等を常時閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に従い、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築および維持する。

- ① ジンズグループのリスク管理を専門的に取り扱う部署として、リスク管理グループをガバナンス本部ガバナンス統括部ガバナンス推進課内に設置する。
- ② 代表取締役を委員長とするガバナンス統括委員会を設置し、各委員会に関する活動状況についての適切な情報収集および検討ならびに対応策の協議および決定を行う体制を整備する。ガバナンス統括委員会の事務局は、委員会の内容について定期的に代表取締役、取締役会および監査等委員会に報告する。
- ③ 次に定めるリスクに於ける事業の継続を確保するため、経営危機対策要領を定め、リスク管理体制を整備する。
 - (i) 地震、洪水、事故及び火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - (ii) 役職員の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - (iii) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
 - (iv) (i)から(iii)までの他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備、構築および維持する。

- ① 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンを定めるため、中期経営計画および単年度の事業計画を策定する。
- ② 経営計画および事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
- ③ 執行役員制度の導入により、一部業務執行権限の委譲による取締役の監督機能の強化を図るとともに、取締役会の下に、執行役員等で構成し代表取締役が議長を務める経営会議を設置し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行および施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

5 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、ジンズグループの業務の適正を確保するための体制を整備、構築および維持する。

- ① 関係会社管理規程を制定し、総合的な事業の発展と繁栄を図り、当社の子会社および関連会社(以下、総称して「関係会社」という。)の職務執行が効率的に行われる体制を整備および構築する。
- ② 関係会社管理規程に従い、管掌責任者および所管部門は事前の相談および報告と合議により関係会社に対する管理および指導を行う。
- ③ グループ業績に対する重要度の高い関係会社は、当社の取締役、執行役員および当該関係会社経営陣等により構成される経営連絡会において、経営成績その他の重要な事項について、定期的に報告を行う。
- ④ 関係会社において、経営危機対策要領に定めた災害、事故等が発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し対応を行う。
- ⑤ ジンズグループ倫理行動指針と倫理行動規範に加え、ジンズグループ人権方針及びジンズグループ腐敗防止方針をジンズグループの全ての役職員を対象とするものとし、全ての対象者に周知する。
- ⑥ 内部監査部門は、関係会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。ただし、当社と関係会社との間で締結する契約において、本方針と異なる定めをした場合は、当該契約の定めが優先するものとする。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が、監査等委員会の運営事務その他の職務遂行につき補助すべき使用人(以下、「監査等委員会補助使用人」という。)の配置を求めたときは、監査等委員会と協議のうえ、速やかに監査等委員会補助使用人を置くものとする。

7 監査等委員会補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助使用人の異動および人事評価については、事前に監査等委員会の合意を得るものとする。
- (2) 監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会補助使用人は、その職務に必要な範囲において、文書の閲覧および調査場所への立入りその他の権限を有するものとする。

8 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制 並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は、定期的に職務執行状況を監査等委員会に報告する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- (2) 使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- (3) コンプライアンスホットライン担当者は、通報を受けた事項のうち、取締役の職務に関する事項を監査等委員会に伝達する。
- (4) 常勤監査等委員は、ガバナンス統括委員会、リスク管理委員会等の会議に出席する。
- (5) 当社は、監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。

9 関係会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 関係会社の取締役、監査役および使用人は、各社に重大な影響を与える事実が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、速やかに当社監査等委員会に報告を行う。
- (2) 監査等委員会は、必要に応じて関係会社の取締役および使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、関係会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができる。ただし、当社と関係会社との間で締結する契約において、本方針と異なる定めをした場合は、当該契約の定めが優先するものとする。
- (3) 当社は、監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社または関係会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。

10 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該請求を処理する。

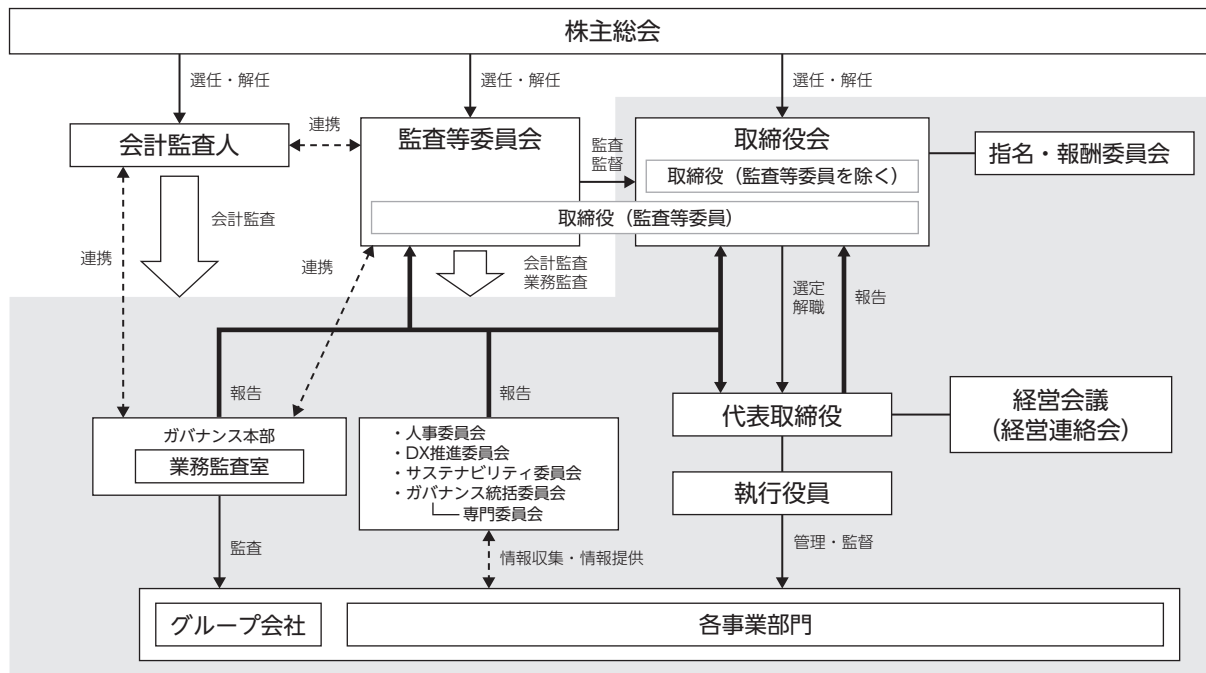
11 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに関係会社の取締役、監査役および使用人は、監査等委員会の監査に積極的に協力し、業務の実施状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。ただし、当社と関係会社との間で締結する契約において、本方針と異なる定めをした場合は、当該契約の定めが優先するものとする。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報交換や業務執行状況の確認をする。
- (3) 監査等委員会は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の外部専門家に相談のうえ、重要な改善策を取締役会に具申する。

12 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの整備および運用ならびにその評価および改善に取り組む。

【体制図】



・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループ全体の情報を集約し一元化するため、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会及び個人情報委員会といった専門委員会を統括する「ガバナンス統括委員会」を設置しております。また、当社グループ全体の業務の適正を確保するために、海外を含む子会社のリスク管理委員会との情報共有及び意見交換を実施いたしました。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、業務監査室が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

(2) コンプライアンス

国内外のリスク管理委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンスに関する事案の把握及び共有に努めるとともに、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成を推進いたしました。

また、海外子会社からも利用可能なグローバル内部通報窓口を含む当社グループ全体のホットライン制度について、引き続き周知に努め、通報事案については社内各部署、外部専門家と連携し適切な対応を行うとともに、リスク管理委員会において適時に報告を行っております。

(3) リスク管理

リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会及び個人情報委員会は、各子会社と定期的に情報共有と意見交換を行い、当社及び子会社から報告された各種リスクについて対策を検討し、迅速かつ適切な対応を行っております。

(4) 内部監査

業務監査室及びITガバナンス課は、監査基本計画書に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

・会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	28,650	32,254	流動負債	21,717	25,663
現金及び預金	11,977	18,673	買掛金	3,178	2,747
売掛金	7,968	6,572	1年内償還予定の 転換社債型新株予約権付社債	—	10,005
商品及び製品	5,838	4,639	短期借入金	5,449	1,909
原材料及び貯蔵品	495	424	1年内返済予定の長期借入金	10	20
仕掛品	31	43	リース債務	152	225
その他	2,339	1,900	未払金及び未払費用	7,905	6,211
固定資産	29,216	21,791	未払法人税等	2,393	2,051
有形固定資産	12,731	11,133	未払消費税等	532	541
建物及び構築物	10,796	9,461	契約負債	927	636
機械装置及び運搬具	34	50	賞与引当金	302	429
工具、器具及び備品	886	730	商品保証引当金	322	250
リース資産	415	503	事業構造改革費用引当金	43	66
建設仮勘定	284	75	その他	498	567
その他	312	312	固定負債	4,406	2,787
無形固定資産	5,677	2,538	長期借入金	14	24
ソフトウェア	2,415	1,910	株式給付引当金	153	70
ソフトウェア仮勘定	3,261	628	リース債務	103	190
その他	0	0	資産除去債務	1,321	1,166
投資その他の資産	10,807	8,119	長期未払金	2,557	1,283
投資有価証券	1,623	952	その他の引当金	233	—
長期貸付金	1,364	1,249	その他	22	51
繰延税金資産	1,608	1,394	負債合計	26,124	28,451
敷金及び保証金	5,913	4,392	(純資産の部)		
その他	297	130	株主資本	31,367	25,180
資産合計	57,866	54,045	資本金	3,202	3,202
			資本剰余金	3,201	3,201
			利益剰余金	28,996	22,818
			自己株式	△4,033	△4,041
			その他の包括利益累計額	375	413
			その他有価証券評価差額金	66	77
			為替換算調整勘定	308	335
			純資産合計	31,742	25,593
			負債純資産合計	57,866	54,045

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
売上高	97,215	82,999
売上原価	21,400	18,554
売上総利益	75,814	64,444
販売費及び一般管理費	63,720	56,608
営業利益	12,093	7,836
営業外収益	260	101
受取利息	25	17
補助金収入	66	32
為替差益	123	－
その他	45	50
営業外費用	232	202
支払利息	155	129
持分法による投資損失	－	18
為替差損	－	31
その他	77	22
経常利益	12,121	7,735
特別利益	442	516
投資有価証券売却益	442	516
特別損失	936	1,049
固定資産除却損	282	274
店舗閉鎖損失	27	36
減損損失	221	648
投資有価証券評価損	405	28
事業構造改革費用引当金繰入額	－	61
その他	－	0
税金等調整前当期純利益	11,628	7,202
法人税、住民税及び事業税	3,515	2,389
法人税等調整額	△217	141
当期純利益	8,330	4,671
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	8,330	4,671

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2024年9月1日 残高	3,202	3,201	22,818	△4,041	25,180	77	335	413	25,593
当期変動額									
剰余金の配当			△2,151		△2,151				△2,151
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,330		8,330				8,330
自己株式の取得				△0	△0				△0
株式給付信託による自己 株式の処分				8	8				8
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						△10	△27	△37	△37
当期変動額合計	－	－	6,178	7	6,186	△10	△27	△37	6,148
2025年8月31日 残高	3,202	3,201	28,996	△4,033	31,367	66	308	375	31,742

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

9 社

株式会社ジンス

株式会社ヤマトテクニカル

晴姿（上海）企業管理有限公司

JINS US Holdings, Inc.

JINS Eyewear US, Inc.

JINS CAYMAN Limited

JINS ASIA HOLDINGS Limited

台灣晴姿股份有限公司

JINS Hong Kong Limited

該当事項はありません。

- ・ 連結の範囲の変更

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称

株式会社ジンスノーマ

JINS Vietnam Co., Ltd.

JINS Philippines Inc.

- ・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称
該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・会社等の名称

株式会社ジンスノーマ

JINS Vietnam Co., Ltd.

JINS Philippines Inc.

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
晴姿(上海)企業管理有限公司	12月31日 (注) 1
JINS US Holdings, Inc.	6月30日 (注) 2
JINS Eyewear US, Inc.	6月30日 (注) 2
JINS CAYMAN Limited	12月31日 (注) 1
JINS ASIA HOLDINGS Limited	12月31日 (注) 1
台灣晴姿股份有限公司	6月30日 (注) 2
JINS Hong Kong Limited	12月31日 (注) 1

(注) 1. 6月30日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

但し、工具、器具及び備品等については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年～50 年

構築物 10 年～20 年

工具、器具及び備品 2 年～15 年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ. 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る交換費用の発生に備えるため、過去の保証交換の実績に基づき、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

ニ. 事業構造改革費用引当金

事業構造改革に伴い発生する費用及び損失に備えるため、発生見込額を計上しております。

ホ. その他の引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業内容は眼鏡小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。他社が運営するポイント制度に基づき商品販売時に顧客に付与するポイント相当額については、取引価格の算定にあたって、第三者のために回収する額と判断し、純額で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

- ① 前連結会計年度において、有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。
なお、前連結会計年度の「ソフトウェア」は、1,910百万円であります。
- ② 前連結会計年度において、有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。
なお、前連結会計年度の「ソフトウェア仮勘定」は、628百万円であります。
- ③ 前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。
なお、前連結会計年度の「長期未払金」は、1,283百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,608百万円

- ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)及び「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。また、

課税所得の見込額の算定には事業計画を使用しており、当該事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、各店舗における過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	国内アイウェア事業	海外アイウェア事業	計
有形固定資産	10,399	2,015	12,415
無形固定資産	492	191	684
減損損失	128	92	221

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については、帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。

店舗の将来事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、各店舗における過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

この将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。

5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2024年1月12日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性を上げ、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社の子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入し、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

17,127百万円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社グループ、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社グループは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

227百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普 通 株 式	23,980,000株		－株		－株	23,980,000株

(2) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普 通 株 式	640,064株		77株		1,762株	638,379株

- (注) 1. 当連結会計年度末普通株式の自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式298,238株を含めております。
2. 普通株式の自己株式の増加77株は、単元未満株式の買取りによるものです。
3. 普通株式の自己株式の減少1,762株は、株式給付信託（J-ESOP）による自己株式の処分によるものです。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年11月28日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	969	41.00	2024年8月31日	2024年11月29日
2025年4月11日 取 締 役 会	普 通 株 式	1,181	50.00	2025年2月28日	2025年5月9日

- (注) 1. 2024年11月28日決議の配当金の総額には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。
2. 2025年4月11日決議の配当金の総額には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年11月27日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	1,394	59.00	2025年8月31日	2025年11月28日

- (注) 2025年11月27日決議予定の配当金の総額には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、設備投資計画に照らして必要となる資金を主として自己資本を基本としておりますが、必要に応じて銀行借入及びリース契約により調達しております。

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、ほぼ2ヶ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、ほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金、リース債務及び長期未払金（割賦債務）は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 その他有価証券	80	80	－
② 敷金及び保証金(注)2	4,839	4,132	△707
資 産 計	4,919	4,212	△707
③ 長期借入金(注)3	24	24	△0
④ リース債務(注)3	256	269	12
⑤ 長期未払金(割賦債務)(注)3	3,265	3,114	△151
負 債 計	3,546	3,408	△138

- (注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金及び未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
2. 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。
3. 1年内返済予定の長期借入金、リース債務及び長期未払金(割賦債務)を含んでおります。
4. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非 上 場 株 式 等	1,543

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他の有価証券 株 式	80	—	—	80
資 産 計	80	—	—	80

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	4,132	—	4,132
資 産 計	—	4,132	—	4,132
長期借入金	—	24	—	24
リース債務	—	269	—	269
長期未払金（割賦債務）	—	3,114	—	3,114
負 債 計	—	3,408	—	3,408

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

一定の期間ごとに分解し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務及び長期未払金（割賦債務）

元利金の合計額を、同様の新規の借入、リース及び割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	国内アイウエア事業	海外アイウエア事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	76,659	20,556	97,215
外部顧客への売上高	76,659	20,556	97,215

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	636
契約負債（期末残高）	927

契約負債は、主に顧客に引渡しした時点で収益を認識する眼鏡販売等の契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、636百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な取引はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,359円 91銭

(2) 1株当たり当期純利益 356円 89銭

(注)「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(1) 当座貸越契約

当社及び一部の子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

①円貨建取引

当座貸越極度額	10,800百万円
借入実行残高	4,000百万円
差引未実行残高	6,800百万円

②外貨建取引

中国元

当座貸越極度額	2,475百万円	(外貨額	120百万元)
借入実行残高	1,068百万円	(外貨額	51百万元)
差引未実行残高	1,406百万円	(外貨額	68百万元)

香港ドル

当座貸越極度額	282百万円	(外貨額	15百万香港ドル)
借入実行残高	245百万円	(外貨額	13百万香港ドル)
差引未実行残高	37百万円	(外貨額	2百万香港ドル)

台湾ドル

当座貸越極度額	62百万円	(外貨額	13百万台湾ドル)
借入実行残高	—	(外貨額	—)
差引未実行残高	62百万円	(外貨額	13百万台湾ドル)

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年8月26日付にて取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

契約の総額	8,000百万円
連結会計年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行金額	—
差引未実行残高	4,000百万円

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメント契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2022年8月26日付コミットメントライン契約

契約の総額	8,000百万円
連結会計年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	—
差引未実行残高	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

- ① 契約締結日以降の各決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 契約締結日以降の各決算期末日における連結損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

(4) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗等の建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20年と見積り、割引率は主に国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,166百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	173百万円
時の経過による調整額	13百万円
資産除去債務の履行等による減少額	△32百万円
期末残高	1,321百万円

(5) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
店 舗 等	建 物 他	日 本	128百万円
店 舗	建 物 他	中 国	48百万円
店 舗	建 物 他	香 港	0百万円
店 舗	建 物 他	台 湾	11百万円
店 舗	器 具 備 品 他	米 国	32百万円
合 計			221百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の悪化が見られる店舗等及び退店の意思決定を行った店舗に係る固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(221百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	143百万円
その他	77百万円
合計	221百万円

計算書類

貸借対照表（2025年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	5,650	10,138	流動負債	6,039	11,173
現金及び預金	2,111	6,632	1年内償還予定の 転換社債型新株予約権付社債	－	10,005
前払費用	191	164	未払金	1,833	996
関係会社短期貸付金	3,552	3,430	未払費用	142	93
関係会社未収入金	754	466	未払法人税等	－	19
その他	375	146	賞与引当金	26	31
貸倒引当金	△1,335	△702	短期借入金	4,000	－
固定資産	11,666	10,597	その他	37	27
有形固定資産	315	324	固定負債	562	410
建物	276	282	株式給付引当金	95	51
構築物	1	1	その他の引当金	233	－
工具、器具及び備品	34	36	長期未払金	196	344
建設仮勘定	3	3	その他	36	15
無形固定資産	4,993	1,644	負債合計	6,602	11,583
ソフトウェア	1,786	1,085	(純資産の部)		
ソフトウェア仮勘定	3,206	559	株主資本	10,647	9,074
投資その他の資産	6,356	8,628	資本金	3,202	3,202
投資有価証券	404	862	資本剰余金	3,157	3,157
関係会社株式	2,594	1,893	資本準備金	3,157	3,157
関係会社出資金	427	－	利益剰余金	8,321	6,755
関係会社長期貸付金	1,954	4,909	利益準備金	8	8
繰延税金資産	741	739	その他利益剰余金	8,313	6,747
敷金及び保証金	226	213	別途積立金	60	60
その他	6	10	繰越利益剰余金	8,253	6,687
資産合計	17,317	20,735	自己株式	△4,033	△4,041
			評価・換算差額等	66	77
			その他有価証券評価差額金	66	77
			純資産合計	10,714	9,152
			負債純資産合計	17,317	20,735

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
営業収益	9,413	7,139
営業費用	5,247	4,073
営業利益	4,165	3,065
営業外収益	238	133
受取利息	190	128
為替差益	43	－
その他	4	4
営業外費用	666	750
支払利息	24	5
為替差損	－	31
支払手数料	3	3
投資事業組合運用損	2	7
貸倒引当金繰入額	633	702
その他	3	0
経常利益	3,738	2,448
特別利益	442	516
投資有価証券売却益	442	516
特別損失	406	1,649
固定資産除却損	0	0
投資有価証券評価損	405	28
関係会社株式評価損	－	1,619
その他	－	0
税引前当期純利益	3,774	1,316
法人税、住民税及び事業税	55	18
法人税等調整額	2	84
当期純利益	3,716	1,214

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2024年9月1日残高	3,202	3,157	3,157	8	60	6,687	6,755
当期変動額							
剰余金の配当						△2,151	△2,151
当期純利益						3,716	3,716
自己株式の取得							
株式給付信託による自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,565	1,565
2025年8月31日残高	3,202	3,157	3,157	8	60	8,253	8,321

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年9月1日残高	△4,041	9,074	77	77	9,152
当期変動額					
剰余金の配当		△2,151			△2,151
当期純利益		3,716			3,716
自己株式の取得	△0	△0			△0
株式給付信託による自己株式の処分	8	8			8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△10	△10	△10
当期変動額合計	7	1,573	△10	△10	1,562
2025年8月31日残高	△4,033	10,647	66	66	10,714

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式
- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

但し、工具、器具及び備品等については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10 ～ 50年

工具、器具及び備品 3 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

④ その他の引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社としてグループ内の事業子会社の統括業務を行っております。子会社からは、主に契約に基づき経営指導料、システム使用料及び不動産賃貸料を収受しており、グループ内の事業子会社の統括業務の提供により履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「投資有価証券評価損」は、28百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 741百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）（繰延税金資産の回収可能性）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、2024年1月12日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性を上げ、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社の子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入し、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 237百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 4,363百万円

② 長期金銭債権 1,954百万円

③ 短期金銭債務 27百万円

(3) 保証債務

関係会社について、金融機関からの借入及びリース取引等に対して、債務保証を行っております。

晴姿（上海）企業管理有限公司 1,415百万円

JINS Hong Kong Limited 335百万円

JINS Eyewear US, Inc. 4百万円

株式会社ヤマトテクニカル 33百万円

計 1,788百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 9,413百万円

営業費用 94百万円

営業取引以外の取引 177百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式 (注)	640,064株	77株		1,762株		638,379株

(注) 1. 当事業年度末普通株式の自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式298,238株を含めております。

2. 普通株式の自己株式の増加77株は、単元未満株式の買取りによるものです。

3. 普通株式の自己株式の減少1,762株は、株式給付信託による自己株式の処分によるものです。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 421百万円

関係会社株式評価損 2,465百万円

関係会社株式 306百万円

繰越欠損金 374百万円

その他 400百万円

繰延税金資産小計 3,968百万円

評価性引当額 △3,212百万円

繰延税金資産合計 755百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △12百万円

その他 △0百万円

繰延税金負債合計 △13百万円

繰延税金資産の純額 741百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年度法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有割合 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	株 式 会 社 ジ ン ズ	(所有) 直接 100.00	役 員 の 兼 任 資 金 の 援 助 等	資金の回収 (注) 1	2,960	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,480
				利息の受取 (注) 1	53	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,480
				業務受託料等の受取 (注) 2	4,860	関 係 会 社 未 収 入 金	707
子 会 社	晴姿（上海）企業管理有限公司	(所有) 間接 100.00	役 員 の 兼 任 資 金 の 援 助 等	債 務 保 証 (注) 3	1,415	—	—
				利息の受取 (注) 1	24	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	474
子 会 社	JINS Eyewear US, Inc.	(所有) 間接 100.00	資 金 の 援 助 等	利息の受取 (注) 1	95	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,542
				貸倒引当金繰入	545	貸 倒 引 当 金	971
子 会 社	JINS Hong Kong Limited	(所有) 間接 100.00	債 務 保 証	債 務 保 証 (注) 3	335	—	—
子 会 社	JINS Vietnam Co., Ltd.	(所有) 直接 100.00	出 資 等	出資の引受 (注) 4	427	—	—
子 会 社	JINS Philippines Inc.	(所有) 直接 100.00	出 資 等	出資の引受 (注) 4	701	—	—
子 会 社	株式会社ヤマトテクニカル	(所有) 直接 100.00	役 員 の 兼 任 資 金 の 援 助 等	資金の貸付 (注) 1	100	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	530
				利息の受取 (注) 1	4		
				貸倒引当金繰入	88	貸 倒 引 当 金	364

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案して決定しております。
2. 業務受託料等については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
3. 債務保証は借入、リース取引等について連帯保証を行っているものであります。
4. 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	合同会社マーズ (注) 1	(被所有) 直接 5.08	事務所等の賃借等	賃借料等の支払 (注) 2	28	敷金及び保証金	8
						前 払 費 用	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社役員である田中仁が代表社員を務めております。
2. 賃借料等については、近隣の相場を勘案して一般的な取引条件で行っています。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 459円 03銭
- (2) 1株当たり当期純利益 159円 24銭

(注) 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	10,800百万円
借入実行残高	4,000百万円
差引未実行残高	6,800百万円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年8月26日付にて取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

契約の総額	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	—
差引未実行残高	4,000百万円

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメント契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2022年8月26日付コミットメントライン契約

契約の総額	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	—
差引未実行残高	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

①契約締結日以降の各決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

②契約締結日以降の各決算期末日における連結損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

連結計算書類に係る会計監査報告謄本

独立監査人の監査報告書

2025年10月29日

株式会社ジンズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝山 喜久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 一則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジンズホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジンズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告謄本

独立監査人の監査報告書

2025年10月29日

株式会社ジンズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝山 喜久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 一則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジンズホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月29日

株式会社ジズホールディングス 監査等委員会

監 査 等 委 員	有村 正俊
監 査 等 委 員	大井 哲也
監 査 等 委 員	太田 諭哉

以 上